

新潟空港事務所からのお知らせ

新潟空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(右記図)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。

(法律:航空法第49条)

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に新潟空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンや凧等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

新潟空港では、B滑走路の滑走路端安全区域(RESA)を確保するため、B滑走路及び着陸帯Bを西側に60m移設することによって、移設される着陸帯に接する進入表面・転入表面も西側に60m移動することになります(水平表面及びA滑走路の進入表面・転移表面は影響が無いため移動しません)。

B滑走路移設工事が完了するまでの間は、B滑走路に接する進入表面・転移表面のみは、移動前と移動後の2つ存在することになり、いずれかの低い高さ制限が物件等設置可能な高さになります。

お手数ですが、二つの高さ制限(右記図)を確認頂く必要がございます。

制限高は以下のURLにてご確認をお願いいたします。

URL:<https://secure.kix-ap.ne.jp/niigata-airport/>

※「新潟空港高さ制限回答システム」は現在、システム改修に伴うメンテナンス中です。ご利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

高さ制限や高さ制限回答システムに関するお問い合わせは下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

詳しくは、下記の国土交通省 東京航空局 新潟空港事務所までお問い合わせ下さい。

※問い合わせ先

国土交通省 東京航空局 新潟空港事務所

TEL 025-273-4567

(平日9:30-12:00及び13:00-17:00)

FAX 025-274-2285

変更前図



測量法に基づく国土
地理院長承認(複製)
R 1JHf 1085。
本製品を複製する場
合には、国土地理院
の長の承認を得なけ
ればならない。

変更後図



測量法に基づく国土
地理院長承認(複製)
R 1JHf 1085。
本製品を複製する場
合には、国土地理院
の長の承認を得なけ
ればならない。